

<<Web調査>> 1000人に聞いてみました 「特措法改正について、どう思う？」

調査の背景

新型コロナウイルスの感染拡大により、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改訂に関する議論が活発化しています。本調査では、1000人にこの特措法改正についてどう考えるか聞きました（2021年1月7日現在）。

■特措法とは：

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を発令する根拠となる法律で、当初は2012年の新型インフルエンザ流行に備えて制定されましたが、コロナウイルス感染症も対象とするよう2020年3月に改正されました。都道府県知事は特措法を根拠に外出自粛要請や、休業要請・指示ができます。しかし、休業要請等をする際の補償についての規定や、休業要請等に協力しない事業者に対する罰則規定がないことから、実効性を高めていくための方策について議論が起きており、改正が検討されています。

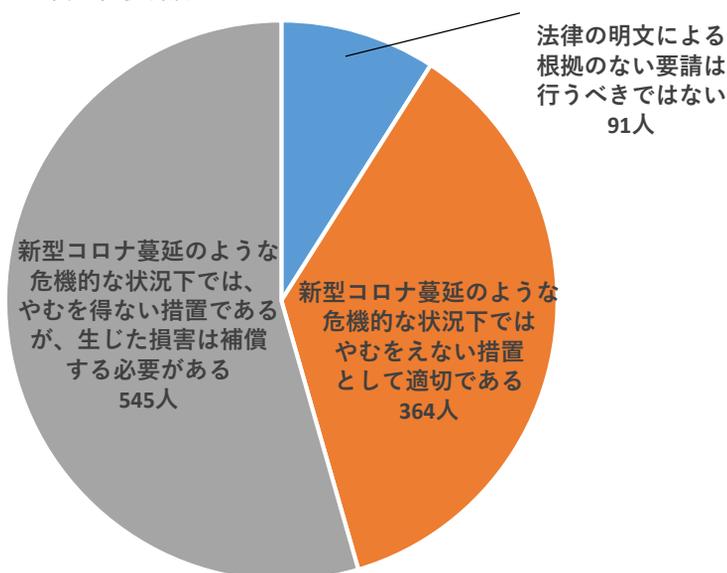
調査結果サマリ

- 「都道府県知事が、法律の明文による根拠なく行っている事実上の休業要請」については、9割以上が「やむを得ない」措置であると回答。うち、6割以上が「やむを得ないが、生じた損害は補償する必要がある」としており、現制度下において柔軟な対応が求められていることがわかる結果となった。
- 約7割の人は特措法改正に関する議論があることを知っており、改正に賛成が7割超、反対が3割弱という結果になった。賛成者718人にその理由を聞いたところ、過半数(53.8%)は感染症予防に必要なだから、4割(39.4%)は休業要請等の実効性を担保するために必要だからと回答した。また、反対者282人にもその理由を聞いたところ、44%が私権の重要な制限になるから、52%が罰則の適否について国会での議論が十分にできるとは思えないからと回答しており、政治がその権力や機能を上手く行使できるかどうかについて不信感があることが伺われた。
- 特措法改正のタイミングについては、直ちに（遅くとも1月中）が66%、2月中も含めると約8割を占める結果となり、早急な法改正を望んでいる声が大多数であることがわかった。
- 特措法改正に含めるべき規定に関しては、「休業要請等に協力した事業者への補償を必須とする規定」が37%、「医療施設への要請やそのための財政支援を容易にする規定」が31.5%、「罰則を伴う休業規制等を可能とする規定」が22.1%となった。何か特定の施策を求めているというよりも、緊急事態宣言に伴う各施策の実効性の担保、効果の最大化が求められていることが感じられる結果となった。

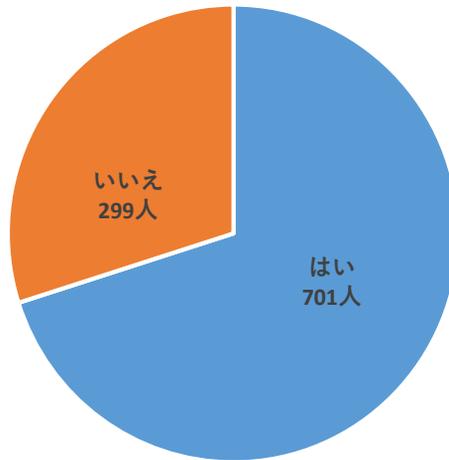
調査結果の詳細

以下の通りである。

都道府県知事が、法律の明文による根拠なく行っている
休業要請についてどう思う？

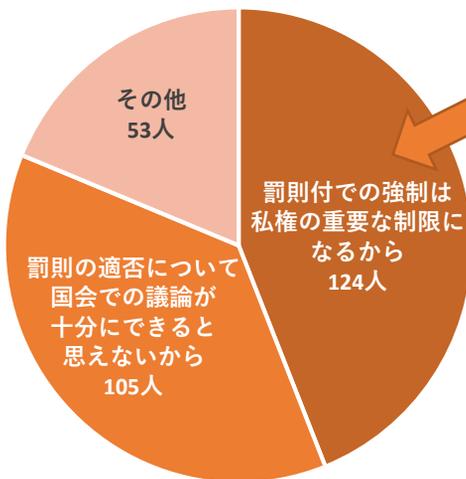


特措法改正に関する議論があることを 知っていた？

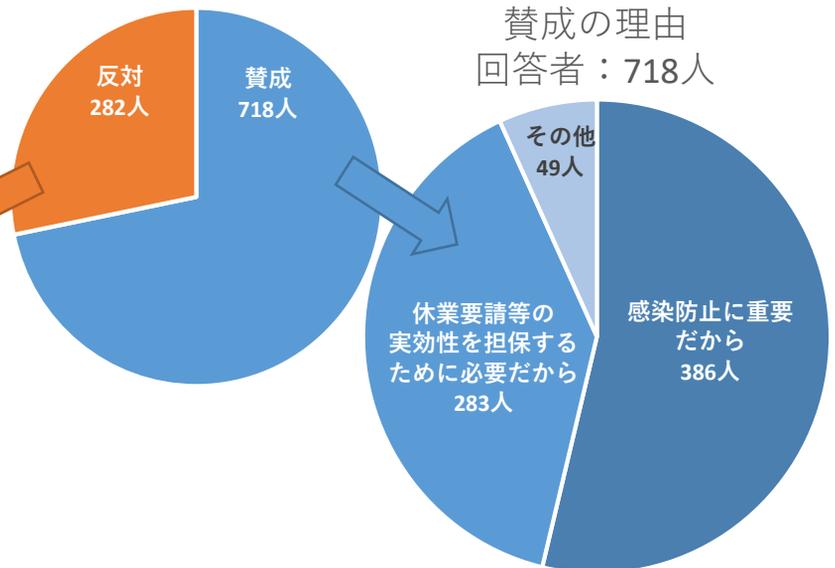


特措法の改正に賛成?反対?

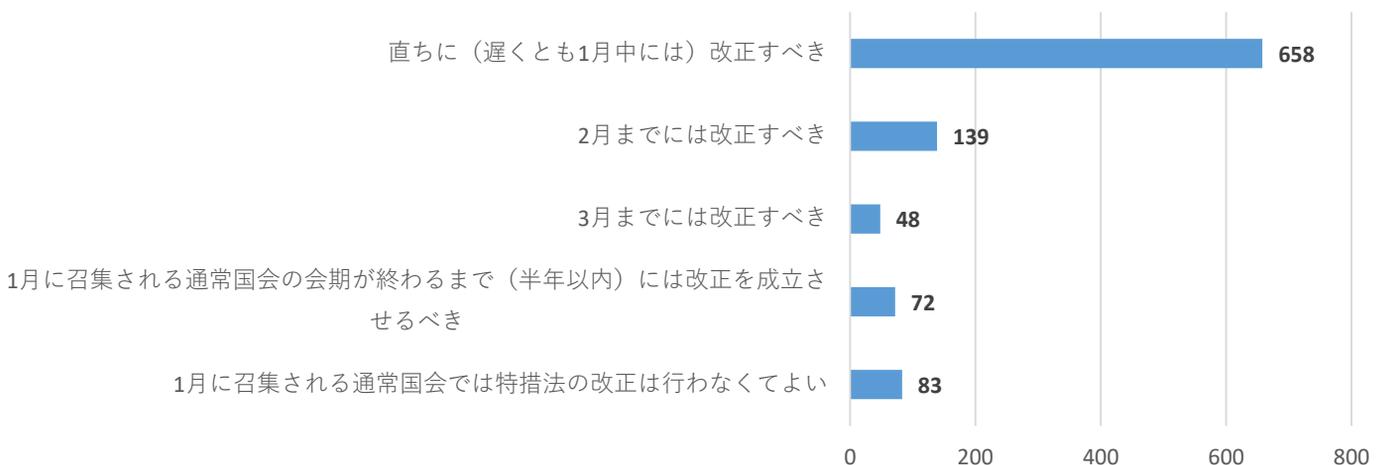
反対の理由 回答者：202人



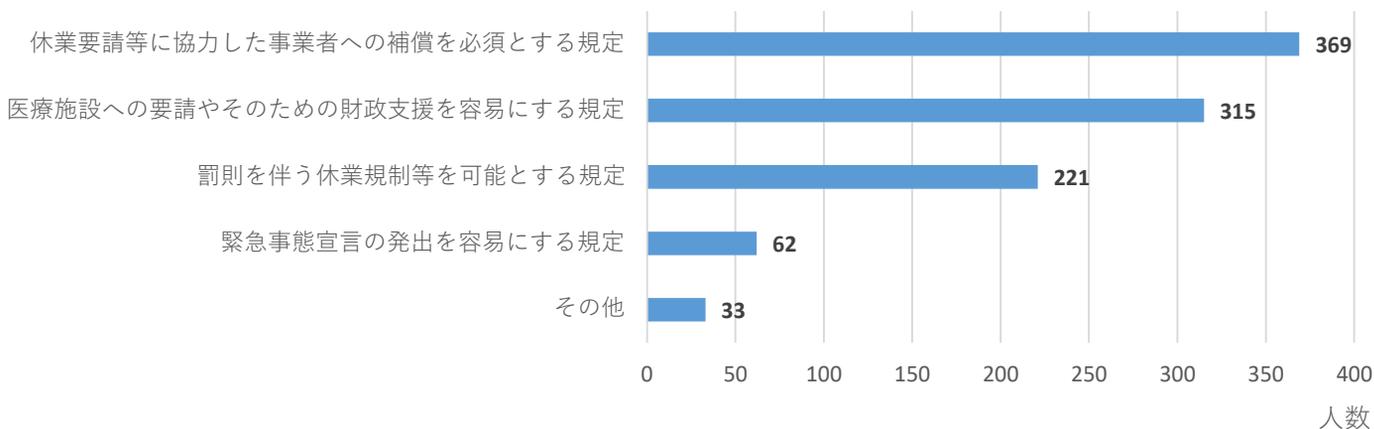
賛成の理由 回答者：718人



特措法の改正はいつ行うべき？



特措法の内容に最も含めるべきだと考える規定は何？



調査方法

インターネット上でのアンケート

※Yahoo!クラウドソーシング (<https://crowdsourcing.yahoo.co.jp/>) を活用

調査期間

2021年1月7日（木）

調査数

1,000人

注) 本調査は、Yahoo!クラウドソーシングサービスを活用し、属性等を指定することなく広く一般的に回答を集めたものです。